

円滑な  
設計変更のために  
～ 参考資料 ～



平成19年12月

農林水産省農村振興局  
設計課施工企画調整室

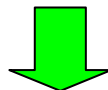
# 目次

1	策定の背景 . . . . .	P 1
	◆土木請負工事の特徴	
	◆発注者・請負者の留意事項	
	◆策定の理由	
	◆設計変更の現状	
2	設計変更を行うことができないケース . . . . .	P 3
3	設計変更を行うことができるケース . . . . .	P 4
	◆「設計図書の照査」の範囲をこえるもの (共通仕様書1-1-3)	
	◆設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き (契約書18条1-2)	
	◆設計図書の表示が明確でない場合の手続き (契約書18条1-3)	
	◆設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場が一致しない場合の手続き (契約書18条1-4)	
	◆工事中止の場合の手続き (契約書20条)	
4	設計変更手続きフロー . . . . .	P11
5	関連事項 . . . . .	P12
	◆指定・任意の正しい使い分け	
	◆入札・契約時の設計図書等の疑義の解決	

# 1 策定の背景

## ◆ 策定の趣旨

- ・ 工事現場は常に工事完成に向けて動いている。
- ・ 発注者は目的とする構造物の早期完成と品質確保、受注者は企業の利益向上の観点から、工事の早期完成は、発注者及び受注者の最大のメリットである。
- ・ しかし、工事は、個別に設計された目的物を、多種多様な現地の自然条件や環境条件の下で建設するという特殊性を有していることから、常に設計図書と工事現場の不一致による設計変更等の問題発生が懸念される。
- ・ この問題への対処のために工事の進捗を止めることは、発注者及び受注者のお互いにとってデメリットとなる。
- ・ したがって、このような当初予見できない問題に対する受注者の的確な協議と発注者の迅速な対応が重要となっている。

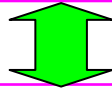


- ・ 本資料は、既存の通知等を踏まえ、設計変更における課題と留意事項を「工事の請負契約に係る契約書」の第18条（条件変更等）における設計変更及びそれに係る契約手続き方法を中心にとりまとめたものである。
- ・ また、今後、さらに運用の過程において見直しを行うとともに、必要な事項を追加して行く。

## ◆発注者・請負者の留意事項

### <発注者>

積算及び設計図書等の作成にあたって、土木工事特別仕様書記載例及び工事工種の体系化等を参考に、工事内容に係る項目については、**必ず条件明示するよう徹底する。**



### <請負者>

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」し進めることが重要**である。

## ◆設計変更の現状

### ○設計図書に明示されている事項



設計図書に明示されている内容と現地条件に不一致がある場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて工期及び請負代金額の変更を行うことが、一般的である。

(P 8・P 9 参照)

### ○任意仮設等に一式計上されている事項や設計図書から脱漏又は表示が不明確となっている事項



**変更対応が問題となっているケースがある。** (P 7 参照)

### (参考) 用語の定義

○契約・・・工事請負契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。

○契約変更・・・工事請負契約書及び設計図書を内容とする契約の変更を行うことをいう。

[上記の出典：農業土木標準用語事典]

○設計図書・・・図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

○完成図面・・・土木工事共通仕様書 1-1-26にある完成図をいう。

[上記の出典：土木工事共通仕様書]

○設計変更・・・工事請負契約書第18条、第19条及び第20条の規定により設計図書変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。

[出典：設計変更に伴う契約変更の取扱いについて昭和62年8月5日付け62構改A第890号]

## 2 設計変更を行うことができないケース

◆下記のような場合においては、原則として**設計変更を行うことができない**。

＜設計変更を必要としないもの＞

☆請負者の任意の都合による提案を発注者が「承諾」して施工した場合

＜設計変更を行うことができないもの＞

☆設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず請負者が**独自に判断して施工を実施**した場合

☆発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施**した場合

☆工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている**所定の手続き**（契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-17～1-1-19）を**経ていない場合**

契約書第18条	条件変更等
〃 第19条	設計図書の変更
〃 第20条	工事の中止
〃 第21条	乙の請求による工期の延長
〃 第22条	甲の請求による工期の短縮等
〃 第23条	工期の変更方法
〃 第24条	請負代金額の変更方法等
〃 第30条	請負代金額の変更に代える設計図書の変更
共通仕様書1-1-3	設計図書の照査等
〃 1-1-17	工事の一時中止
〃 1-1-18	設計図書の変更
〃 1-1-19	工期変更

☆**正式な書面によらない事項**（口頭のみ指示・協議等）の場合  
（ただし、契約書第26条（臨機の措置）の緊急やむを得ない事情の措置を行う場合は、この限りではない。）

♪ポイント♪ 発注者は、迅速かつ適切な回答を行う必要がある

## 3 設計変更を行うことができるケース

◆下記のような場合においては**設計変更**を行うことができる。

☆ 当初発注時点で明示していた**仮設の土質条件や地下水位等に予期し得ない条件変更が現地で確認された場合**

**ポイント**ただし、所定の手続きが必要

設計図書における条件明示についてはP 8 参照

☆当初発注時点で想定している工事着手時期に、**請負者の責によらず、工事着手出来ない場合**、又は請負者の責によらず工事を中止せざるを得ない場合

☆**所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」**によるもの。  
（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。） （所定の手続きについては、P 3（ ）内を参照）

☆請負者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業で監督職員と協議を行ったもの**について実施する場合。（P 5 参照）

ただし、設計変更にあたっては、下記事項に留意する。

☆当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」（書面による確認）を行う。

☆当該工事における変更の必要性を明確にする。

**ポイント**規格及び構造の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注する案件ではないかどうか)を明確にする。

☆設計変更に伴う所定の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

(参考) 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて (抜粋) 昭 and 6 2 年 8 月 5 日 付 け 6 2 構 改 A 第 8 9 0 号  
(設計変更に伴う契約変更の手続き)

4 設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則としてその必要が生じた都度行うものとする。ただし、3の(2)のイ、ロ及びハに規定する場合以外の契約変更にあつては、出来高確認の留保期間が長期にわたるため部分払に当たり請負者に著しく不利になると認められる場合を除き、工期末(国庫債務負担行為に基づく工事にあつては各会計年度末又は工期末)に行うことができるものとする。

## ◆ 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

(共通仕様書 1-1-3)

## 【土木工事共通仕様書】

## 1-1-3 設計図書の照査等

1. 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合は、請負者に図面を貸与することができる。ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準等市販されているものについては請負者が揃えるものとする。
2. 請負者は、施工前及び施工中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実の確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。  
なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。  
また、請負者は監督職員から更に詳細な説明、又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外に、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想定される。

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
3. 構造物の位置や計画高さ、延長や構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
4. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものを含む。）
5. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
6. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成が必要となるもの。
7. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 「設計基準」・「各種示方書」等との比較設計。
9. 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
10. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工事費の算出。

**ポイント** なお、設計図書の照査とその数量の算出及び設計図書の作成については、請負者の費用負担によるものとする。  
(概算数量発注の場合の作業は、発注者の負担とする。)

(P 6に続く)

〈請負者〉

「土木工事共通仕様書 1-1-3（設計図書の照査等）第 2 項」に基づく設計図書の照査を行い、工事請負契約書第 18 条第 1 項の一～五に該当する旨を直ちに監督職員に通知



〈発注者〉

発注者は、工事請負契約書第 18 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



〈発注者〉

発注者は第 5 項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは**工期若しくは請負代金額を変更することができる**



〈発注者・請負者〉

**甲乙協議により**、第 23 条に基づく工期の変更及び第 24 条に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

## ◆設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約書第18条第1項の二)

【工事請負契約書】

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

(2～3項 省略)

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 甲が行う
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 甲が行う
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 甲乙協議して甲が行う

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- (例) ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地質に関する一切の条件明示がない場合
- イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位（湧水）に関する一切の条件明示がない場合
- ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合
- エ. 設計図書（図面、仕様書等）に誤りがある場合

ポイント ア～エの事例は、本来ならば、当初発注時に条件明示すべきである。

〈請負者〉

「契約書第18条（条件変更等）第1項の二」に基づき、設計図書に誤謬又は脱漏がある旨を直ちに監督職員に通知



〈発注者〉

発注者は、第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



〈発注者〉

発注者は第5項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは **工期若しくは請負代金額を変更することができる**



〈発注者・請負者〉

**甲乙協議により、第23条に基づく工期の変更及び第24条に基づく請負代金額の変更を行うことができる。**

## ◆設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第18条第1項の三)

【工事請負契約書】

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- (2～3項 省略)

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 甲が行う
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 甲が行う
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 甲乙協議して甲が行う

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- (例) ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合  
 イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時排水もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

♪ポイント♪ ア～イの事例は、本来ならば、当初発注時に条件明示すべきである。

＜請負者＞

「契約書第18条（条件変更等）第1項の三」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに監督職員に通知



＜発注者＞

発注者は第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



＜発注者＞

発注者は第5項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは**工期若しくは請負代金額を変更することができる。**



＜発注者・請負者＞

**甲乙協議により、第23条に基づく工期の変更及び第24条に基づく請負代金額の変更を行うことができる。**

## ◆設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約書第18条第1項の四)

【工事請負契約書】

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと  
(2～3項 省略)

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 甲が行う
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 甲が行う
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 甲乙協議して甲が行う

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(例) ア. 設計図書に明示された地質が現地条件と一致しない場合

イ. 設計図書に明示された地下水位(湧水等の状況)が現地条件と一致しない場合

ウ. 前頁(P7)の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

〈請負者〉

「契約書第18条(条件変更等)第1項の四」に基づき、当初設計の条件と現地条件とが一致しないことを直ちに監督職員に通知



〈発注者〉

調査の結果、その事実が確認された場合は第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



〈発注者〉

発注者は第5項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは**工期若しくは請負代金額を変更することができる。**



〈発注者・請負者〉

**甲乙協議により、第23条に基づく工期の変更及び第24条に基づく請負代金額の変更を行うことができる。**

## ◆ 工事中止の場合の手続き

(契約書第20条)

### 【工事請負契約書】

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(自然的又は人為的な事象であつて、請負者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められる場合の手続き)

- (例) ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに請負者の責によらず着工できない場合  
 イ. 請負者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合  
 ウ. 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合

### 〈請負者・発注者〉

地元調整や予期しない現場条件等のため、請負者が工事を施工することができない



### 〈発注者〉

「契約書第20条(工事の中止)第1項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止しなければならない。



### 〈発注者〉

発注者より、一時中止の指示(契約上一時中止をかけることは発注者の義務)



### 〈請負者〉

請負者は、工事現場を維持しなければならない



### 〈発注者〉

発注者は第5項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更することができる。



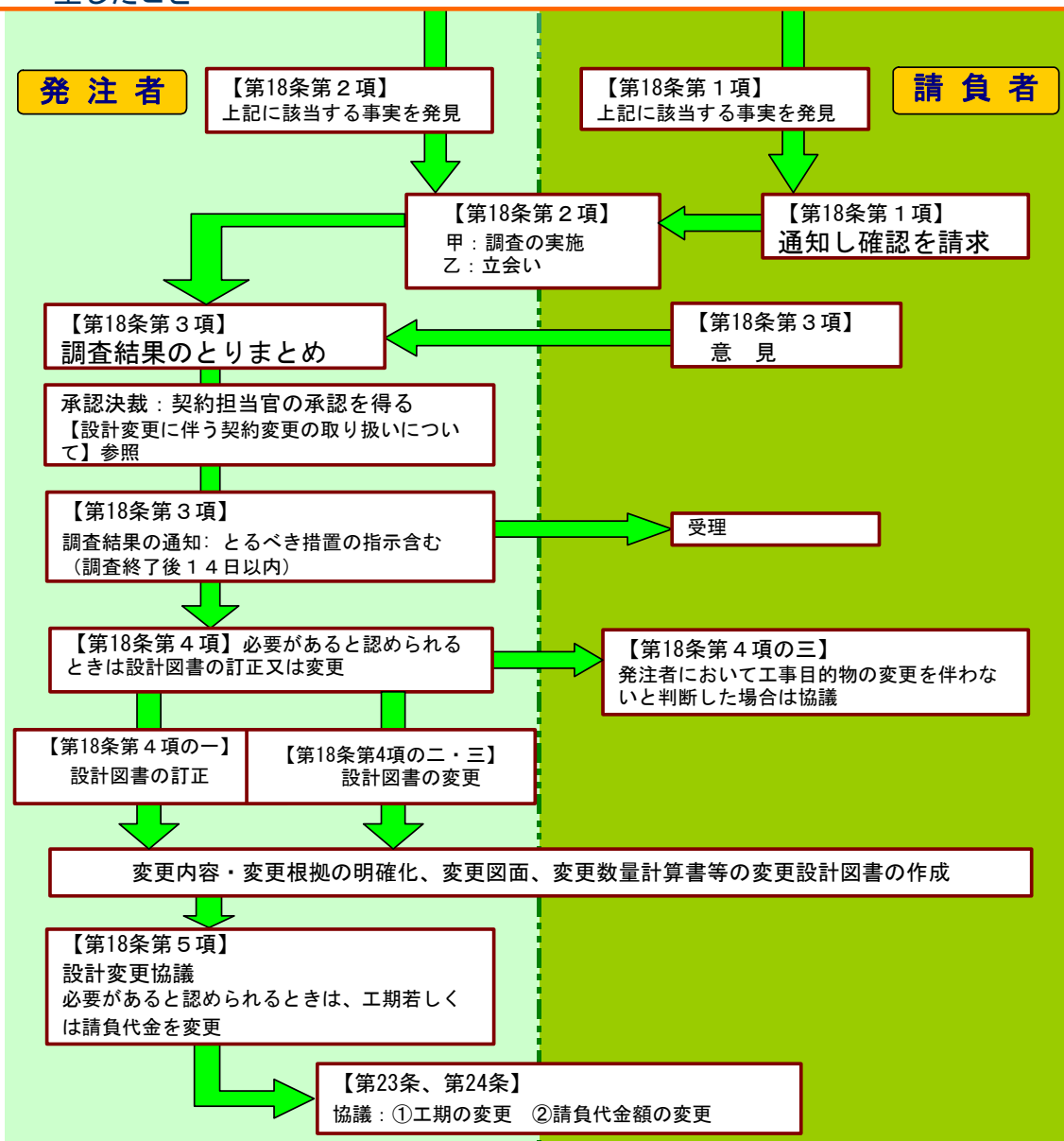
### 〈発注者・請負者〉

甲乙協議により、第23条に基づく工期の変更及び第24条に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

# 4 設計変更手続きフロー

## ◆設計変更を行うケース (工事請負契約書第18条第1項の一～五)

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
- 二 設計図書に誤謬、脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと



\* 条項は全て、請負契約書を示す

## 5 関連事項

### ◆指定・任意の正しい運用

#### 【工事請負契約書】

##### (総 則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という）及び請負者（以下「乙」という）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲はその請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項にあるとおり、適切に定める必要がある。

- ☆ 任意については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行う。**
- ☆ 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても、**原則として設計変更の対象としない。**

（ただし、当初契約時の地形条件と現地の地形が異なる等により、発注者の当初契約時の仮設、施工方法を変えざるをえない場合は変更を行うことができる。）

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする必要がある。**

任意については、**請負者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、請負者に委ねられている。（契約変更の対象としない）**

発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、**適切な対応を行う**ように注意が必要。

※例えば、任意における下記のような対応は不適切

- ・ ○○工法で積算しているのに、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
- ・ 標準歩掛ではバツクリによる施工となっているのに、「クラムセルでの施工は不可」との対応。
- ・ 新技術の活用について請負者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

(参考) 指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的に指定しない (契約条件ではない)
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	請負者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	行う	行わない
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	行う	行う

[出典：工事歩掛要覧]

## ◆入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- ・ 契約図書等における疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな契約変更につながるようになる。（請負者等への指導）

### 【入札前】

- ・ 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。  
(競争契約入札心得 第4条(入札等))

### 【契約後】

- ・ 請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。  
なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。  
また、請負者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。  
(共通仕様書1-1-3 設計図書の照査等)